

要望等記録一覧表（平成30年4月分）

No.1	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	改正大祐 生駒市議会議員
【件名】	不当要求、クレーム対応に関するルールについて			
【要望等の概要】	金沢市役所で刺傷事件があったが、生駒市で不当要求、クレームに対して、何かルールのようなものがあるのかを教えてほしい。			
【対応方針等の概要】	不当要求・クレーム対応マニュアルがある旨、説明しました。			
【担当部署】	総務課			

No.2	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	白本和久 生駒市議会議員
【件名】	ナラ枯れへの支援策について			
【要望等の概要】	市民から、敷地内にナラ枯れのような木があり処分したいが支援策はあるかとの相談があった。市で話を聞いてもらえるか。			
【対応方針等の概要】	ナラ枯れであれば補助金の利用ができるので、現地を確認して対応すると説明しました。			
【担当部署】	農林課			

No.3	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	-
【件名】	職員と業者の癒着について			
【要望等の概要】	<p>生駒市の職員と特定の工事業者が癒着しており、職員がリベートを貰うなどしている。そのような職員を把握しているが、この事実を市は知っているのか。特定の市内業者を最近、民間の工事等で使用するようにと薦めてくるが、市の職員が裏で業者を斡旋している。このような行為は許されない行為であり、生駒市民としても非常に腹立たしい思いで一杯である。</p> <p>以前、市町村の公共工事の入札に業者として参加していたときに、市町村と工事業者の癒着を見てきたが、生駒市でも依然このような事態が続いていることは許せない。入札も業者が順番に落札できるようになっている。</p> <p>市全体として、このような職員がいることを認識し、是正するよう指導し改善するべきである。事態が変わらないようであれば、市へ出向き職員を懲罰してもらうように要望する。</p>			
【対応方針等の概要】	<p>市の職員が、そのような行為を行っているという事実を確認していませんし認識もしていません。この内容が事実なら、法令に触れる行為なので、あってはならないことです。指摘の業者は市の入札にも参加していますが、職員が故意に特定の業者を市民等へ斡旋しているという事実はないと考えています。なお生駒市の入札制度は改善され、入札の多くはインターネットを利用した一般競争入札で行っており、最近の工事入札は結果として電子くじにより落札されているものが大半です。電話の内容については、庁内の工事担当各課へも情報として周知する旨、回答しました。</p> <p>本要望内容について建設部長及び総務部長と今後の庁内への周知方法等について協議を行い、建設部長から関係部長へ周知することとしました。また、生駒市建設工事適正化委員会においても、各課長へ周知を行う予定です。</p>			
【担当部署】	土木課			

要望等記録一覧表（平成30年4月分）

No.4	【要望者区分】	団体・法人	【要望者氏名(名称)】	ネットワーク高山（生駒北小学校区市民自治協議会準備会）
【件名】	生駒北小中学校の多目的室の利用及び同校北側道路改良について			
【要望等の概要】	<p>ネットワーク高山（生駒北小学校区市民自治協議会準備会）が実施する地域の高齢者を対象とした「音楽療法」を生駒北小中学校の多目的室で実施するにあたり、参加者からお金をいただく旨を学校に伝えたところ、営利活動にあたる場合は利用できないと断られたため、相談に来た。徴収する費用は歌詞カードの印刷費用やCD、音楽ソフトの購入費用など、実施するにあたる実費程度となり、営利を目的にするものではないので施設利用を許可できないか。</p> <p>小中学校北側の道路の一部拡幅について管理課に要望しているが、現地確認の上、十分に検討していただきたい。</p>			
【対応方針等の概要】	<p>施設の性質上、営利活動については認められないことは理解いただきたい。その上でお話しを伺って実費程度の徴収の場合は営利活動にはあたらないので、学校長にはその旨伝えると回答しました。</p> <p>現在、要望内容については学校前の歩道のこともあるので、主な利用者である児童・生徒への影響を考え、当該小中学校の育友会の意見を確認するよう学校に依頼しています。その回答を受けて道路担当課と協議する旨、回答しました。</p>			
【担当部署】	教育総務課			

No.5	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	白本 和久 市議会議員
【件名】	生駒市立認定こども園生駒幼稚園の通園バス乗降場の変更について			
【要望等の概要】	<p>通園バスの乗降場が市民体育館前となっているが、現在その乗降場を利用する2名の園児は乗降場から少し離れたマンションに居住しており、バスに乗るためには、歩道のない坂道を歩行し、体育館前まで行かなければならないので非常に危険である。このような状況からマンションの前のたけまる号のバス停を乗降場とできないか。</p> <p>なお、以前別の私立幼稚園に通園する園児がいた時は、たけまる号のバス停にて乗降していたので、止めることは可能と考えている。</p>			
【対応方針等の概要】	<p>通園バスの乗降場は、安全を最優先に考えて委託事業者・園・市で協議し決定しているので、再度協議し、乗降場所の追加が可能かを検討する旨、回答しました。</p>			
【担当部署】	こども課			